高知市議会業務継続計画

(議会BCP)

[第2版]

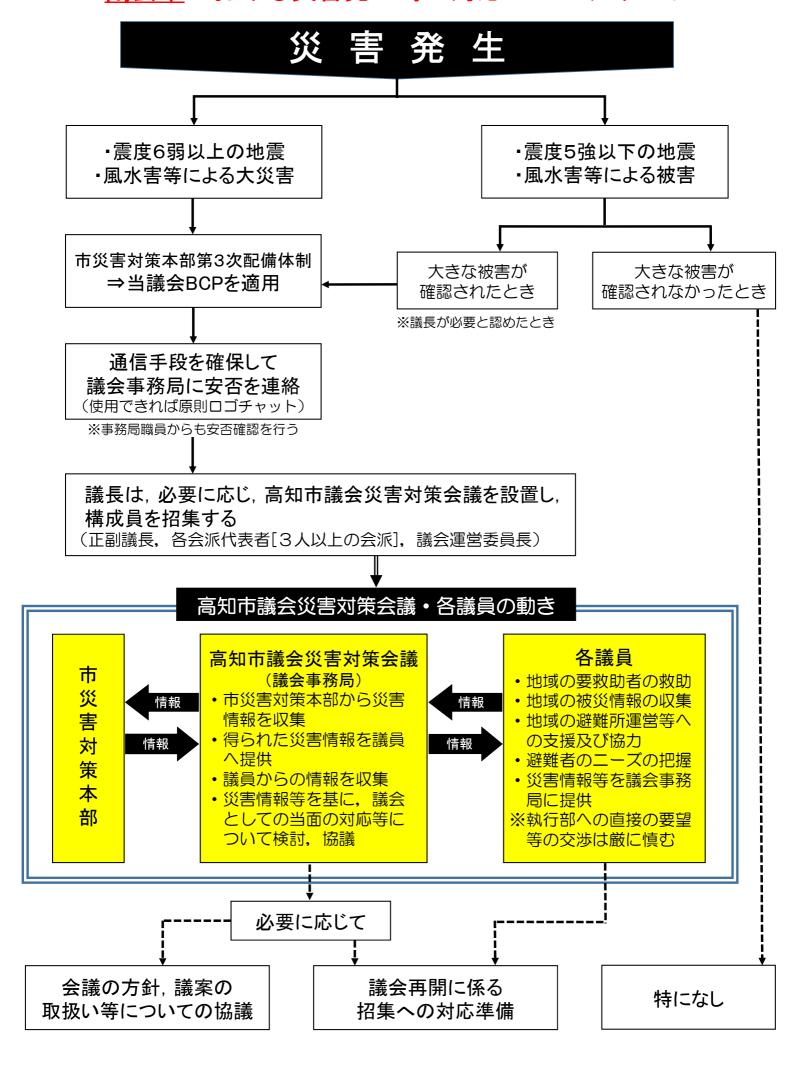
大規模災害発生時は・・・

- ◆ 自身の身の安全を最優先
- ◆ 通信手段の確保を (まずはロゴチャット)
- ◆ 災害情報の入手および提供は、 議会事務局を通して
- ◆ 議会再開の招集に向けた体制 づくりを

【議会事務局電話番号 823-9400】

高知市議会

閉会中における災害発生時の対応フローチャート



開会中における災害発生時の対応指針

災害発生

発災直後‧初期対応 議会の動き 議員の動き 議会事務局の動き ●直ちに暫時休憩を宣告する ●自身の命を守る行動をとる ●自身の命を守る行動をとる ●出席者・傍聴者等の安全確 ●適宜救助対応等を行う ●けが人等の応急対応や救急 保を行う ●安全確認後, 控室へ移動し 手配等を行う 方針決定まで待機する ●傍聴人等を避難誘導する ●庁舎で火災発生時等には、 ●議員・職員の安否確認や議 必要に応じ緊急避難する 場等の被災状況等の情報収 集を行う

初期対応以降~

議会の動き

- ●高知市議会災害対策会議設置 設置基準に該当すれば、関 係者を招集の上、今後の方 針を協議決定する
 - (会議継続の可否,議事日 程の変更など)
- ■高知市議会災害対策会議終了後 本会議を再開し、当日の必 要な議事を済ませ、散会あ るいは延会にする
- ※市長等が出席できない場合 や再開の判断がつかない場合は、再開せず流会も検討する

議員の動き

- ●高知市議会災害対策会議の 構成員は、会議に参加し方 針を協議し決定する
- ●その他の議員は、方針決定 まで控室で待機し、 決定された方針に従い 行動する
- ●地元の被災者支援や情報収 集活動などを行う

議会事務局の動き

- 高知市議会災害対策会議 の庶務としての動き
- ●市災害対策本部と連携の上、被災状況その他の情報等の収集を行い、必要に応じ各議員へ伝達する
- ●各議員の情報等を集約し、 市の災害対策本部に伝達する

り

1	計画領	東定	の	目白	勺•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	本計画	画を	適月	用 ?	する	要	件		•	•			•		•				•			•	•	•	•				•		1
3	対応の	の基	本之	方針	;		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	1
4	大規模	莫災!	害	発生	主時	等	の	対	応	•			•		•				•			•	•	•	•			•	•		1
5	発災時	寺後	17	かり	目間	の	行	動	指	針			•		•				•			•	•	•	•			•	•		4
6	高知下	 持議:	会	災害	害対	策	会	議	の	設	置	に	関	す	る	要	綱	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	5
7	高知下	 持議	会	災害	害対	策	会	議	の	所	掌	事	務	の	処	理	に	必	要	な	様	式	を	定	め	る	要	綱	•		6
	様式領	第 1 ·	号	•					•	•		•		•		•				•		•	•	•		•		•	•	•	7
	様式領	第2 [.]	号	•					•	•		•		•		•				•		•	•	•		•		•	•	•	8
	資料約	扁 -																													ç

1 計画策定の目的

本計画は、本市において大規模災害が発生した場合等に、議会機能の維持及び復旧を早期に果たしていくとともに、議会として、本市執行部の災害対策本部(以下「市災害対策本部」という。)が災害対応に専念できる環境を整えていくことを目的に、高知市議会としての対応の方針及び議員の対応等について策定するものである。

2 本計画を適用する要件

本計画を適用する要件は、次のとおりとする。

- (1) 市災害対策本部において第3次配備体制(本市で震度6弱以上の地震を観測した 場合又は風水害等により市内全域に大災害が発生した場合等)が敷かれたとき。
- (2) 土砂災害、大規模火災等が発生した場合において、議長が必要と認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたとき。

3 対応の基本方針

- (1) 議会は、大規模災害発生時には、必要に応じて高知市議会災害対策会議(以下「対策会議」という。)を置き、議会機能の維持及び早期復旧に努めるものとする。
- (2) 市災害対策本部が災害対応に専念できるよう、市災害対策本部との災害情報等の 共有は、生死に関わるなどの緊急の場合を除き、議会事務局を通じて行うものとする。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における 共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。



4 大規模災害発生時等の対応

(1) 組織としての対応

- ア 本会議又は委員会を開催中の場合,議長又は委員長は,会議の休憩又は延会を 宣告する。
- イ 議長は、必要に応じ、対策会議を置き、その構成員を招集する。 対策会議は、議長、副議長、各会派(3人以上の議員が所属する会派に限る。) の代表者(当該代表者に事故があるときは、当該代表者からあらかじめ指名され た当該会派所属議員とする。)及び議会運営委員会委員長をもって組織する。

※議長に事故があるとき又は欠けたときの職務代理順位は、次のとおり。

第1順位	副議長
	出席した会派代表者のうち、所属議員が最多の会派(当該会派
第2順位	が複数ある場合においては、その年において議員出退表示上、
	上位にある会派)の代表者

- ウ 対策会議は、議員及び議会事務局職員の安否情報や災害情報等を収集し、それらを基に、議会としての当面の対応等について検討・協議するものとする。
- エ 議員から対策会議への災害情報等の提供については、全て議会事務局が受け付けるものとする。
- オ 市災害対策本部から提供された災害情報等は、対策会議が整理し、必要に応じ、 議会事務局からロゴチャット等の通信手段を用いて、各議員に伝達するものとす る。
- カ 議会は、市災害対策本部が災害対応に専念できるよう協力等を行う。

(2) 議員としての対応

- ア 本会議又は委員会を開催中の場合は、自身の安全を確保する行動を取り、議長 又は委員長の指示に従い、安全な場所に避難する。
- イ 通信手段の確保に努める。

※通信手段の順位は、次のとおり。

第1順位	ロゴチャット	議員・事務局全員グループ					
第2順位	電話	088-823-9400					
第3順位	メール	kc-260100@city.kochi.lg.jp					
第4順位	災害用伝言ダイヤル 「171」	利用方法は資料編に記載					
第5順位 ファクス		088-823-9350					

- ウ 自身の安否に関する情報及びイにおいて確保した通信手段について,議会事務 局に提供する。
- エ 要救助者の救助活動に協力し、支援する。
- オ 地域における避難所の管理,運営等への支援及び協力,当該地域や避難者からのニーズの把握等に努める。
- カ 得られた災害情報,要望等については,生死に関わるなど緊急性の高いものを 除き,議会事務局に提供する。
- キ 議会事務局に提供した情報,要望等について,直接,市災害対策本部へ優先順位を上げる等の交渉をすることは,救助,復興に混乱を招くことにもなりかねな

いことから、厳に慎むものとする。

- ク 町内会長等の役職を兼ねている議員については、その兼ねた職において得た災害情報等の提供についても、議会事務局に提供する。ただし、当該議員が消防団員の身分において活動する場合は、この限りでない。
- ケ 対策会議からの参集指示及び議会再開の招集に応じられるよう,各自準備に 取り組むものとする。

発災後1か月間の行動指針

災害 発生

● 初動期(発災直後~3日以内)

- □議員,事務局職員の安否確認,情報収集
- 口議会災害対策会議の設置

議員は,通信手段を確保し,議会事務局に連絡する。 また,災害対策会議からの参集指示があるまでは,地域の 救援活動などに当たる。

● 中期(3日~2週間以内)

口災害情報の収集,被災者ニーズの把握等

議員は、収集した災害情報等を議会事務局に提供する。 また、災害対策会議からの参集指示があれば、速やかに 参集し、議員活動に専念する。

● 後期(2週間~1か月程度)

□議会機能の早期復旧

以後の会議の方針、議案の取扱い等について協議する。 議会再開に係る招集への対応準備に当たる。

高知市議会災害対策会議の設置に関する要綱

(平成30年12月18日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に大規模災害により第3次配備体制(緊急非常体制)が敷かれた場合等において、議員又は市災害対策本部から提供され又は入手した災害情報等(以下「災害情報等」という。)を基に、議会としての当面の対応等について検討・協議し、及び災害情報等の各議員へ提供等のため、高知市議会災害対策会議(以下「会議」という。)を置くことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 議員及び議会事務局職員の安否の確認に関すること。
 - (2) 災害情報等を基に議会としての当面の対応等について検討・協議すること。
 - (3) 災害情報等を議員へ提供すること。
 - (4) 市災害対策本部からの要請事項に係る対応に関すること。
 - (5) その他会議の設置目的に資すると議長が認めること。

(組織)

- 第3条 会議は、議長、副議長、各会派(3人以上の議員が所属する会派に限る。)の代表者(当該代表者に事故があるときは、当該代表者からあらかじめ指名された当該会派所属議員とする。以下同じ。)及び議会運営委員会委員長をもって組織する。
- 2 議長は、会議の事務を総理し、会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 議長及び副議長に事故があるとき又は欠けたときは、会議に出席した会派代表者のうち、所属議員が最多の会派(当該会派が複数ある場合においては、その年において議員出退表示上、上位にある会派)の代表者がその職務を行う。

(設置及び解散)

- 第4条 会議は、次の各号のいずれかに該当するときに設置するものとし、議長が招集する。
 - (1) 市災害対策本部において第3次配備体制(緊急非常体制)が敷かれたとき。
 - (2) 土砂災害、大規模火災等が発生した場合において、議長が必要と認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか,議長が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により会議を設置した場合において、議長は、被災の状況、市災害対策本部からの情報等から会議の設置を必要としないと認めたときは、会議を解散する。

(災害情報等の議員への提供)

第5条 第2条第3号の提供は、議会事務局を通じて行うものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。 附 則
 - この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日改正)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

高知市議会災害対策会議の所掌事務の処理に必要な様式を定める要綱

(平成30年12月18日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市議会災害対策会議の設置に関する要綱(平成30年12月18日制定)(以下「会議設置要綱」という。)第4条第1項の規定により設置される高知市議会災害対策会議(以下「会議」という。)に係る会議設置要綱第2条各号に規定する会議の所掌事務の処理に必要な様式を定めるものとする。

(様式)

- 第2条 会議に係る所掌事務の処理に係る様式については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 会議設置要綱第2条第1号に規定する議員及び議会事務局職員の安否の確認については、市議会議員・事務局職員安否確認票(様式第1号)によるものとする。
 - (2) 会議設置要綱第2条第2号に規定する議員からの災害に係る情報の収集は、議員からの提供情報整理票(様式第2号)によるものとする。

附則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日改正)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号		議員 • 事	務局耶	餓員	安召	否征	隺認勇	Ē
議員又は 職員名								
確 認 に 応じた者	本人・	家族()・その	D他()	
確認方法	対面・ロゴチャット・電話(携帯・自宅)・メール・FAX・その他()							
	本	被災無し 被災有り ⇒ 死 ケガの内容	亡 · <u>i</u>	重体 •	重傷	•	軽傷	
安否状況	,							
		参集の可召	5		可	•	否	
	家族	被災無し 被災有り ⇒ 被災状況 (配偶者	子ど: (t)	そのイ	他()
	被災無し	,						
居宅の 状 況	被災有的) ⇒ 全壊 半壊 床上浸水 床	一部損壊 下浸水	その他()
現在の 滞在地	自宅避難所(避難所名:)その他()							
今 後 の 連絡方法	- Net A 主なロバーロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
特 記 事 項								
			-4					
			確認日時確認者名		月 ——	日 ——	AM-PM	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

様式第2号(株式第2号(第2条関係)							
	請	員から	の提供	共情幸	及整 理	票		
情報提供 議 員 名								
提供情報 分 類	① 被害通報 ⑦ その他(② 避難の状	況 ③	夏望 ④	救援 ⑤	死傷者	⑥ 不明	者
	提	供情	報	の	詳	細		
	出すときのキーワ), 場所(どこで(), 対象者(だれが)、	状況(どうし	た), 数量	(ઇં ળ (કો	いなど
受付日時	月	日 AM·PM	時 分	受信者				
整理番号		災害対抗	+□ +□ /#	埋	有り		無し M•PM	

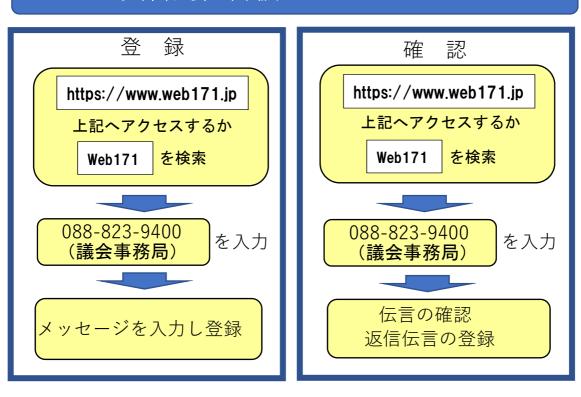
資料編

災害用伝言ダイヤル 171





災害用伝言板 WEB171



災害対策(水防)本部設置基準表(一般対策編)

	区 分		配備基準		動員内容		編成人員等
			□ 大雨注意報・洪水注意 報が発表された場合		連絡体制	l .	防災対策部 消防局
		第1 (連絡体制)	□ 大雨注意報 (浸水害)・ 洪水注意報が発表され た場合		排水機場設備維持・ 管理体制	<u> </u>	(必要に応じて)
水	準 ##		 □ 大雨・洪水・高潮警報		災害情報の収集及び 伝達体制	0	重要スクリーン班 防災対策部 消防局警防課
	備配		が発表されているが, 準備配備第3 (注意体		情報の分析及び伝達 体制		(必要に応じて) 情報分析班
	備体	第2 (連絡体制)	制) に至らないと判断 される場合 □ 暴風・波浪警報が発表		管理体制		耕地課 河川水路課 上下水道局
	制		され、配備が必要と判 断される場合				重要スクリーン班
防					(必要に応じて) 危険箇所警戒体制		(必要に応じて) 応急対策班
		第3 (注意体制)	□ 大雨その他の注意報, 又は警報が発表され災 害の発生が予想される も事態の発生まで時間 的余裕のある場合		情報連絡活動及び危 険箇所の巡視警戒に 当たり,状況により 第1次配備に移行で きる体制		消防局
本	災害	第1次配備体制(警戒体制)	□ 土砂災害警戒情報が発表された場合 □ 大雨その他の警報が発表されるとともに、災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合 □ 市内の一部で災害が発生しつつある場合		災害に対する警戒体制 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制		本部員会議 統括本部 部局連絡員 各部・道局 上下水道局 消防局 教育委員会
部。	2 対 策 本 部	第2次配備体制 (非常体制)	□ 大雨その他の特別警報 が発表された場合 □ 市内各地域で災害が発 生し、又は相当規模の 災害が発生するおそれ のある場合		第1次配備要員のほか, さらに必要と認める人員を確保し, いつでも第3次配備に移行できる体制		本部員会議 統括本部 部局連絡員 各部・各班 上下水道局 消防局 教育委員会
		第3次配備体制 (緊急非常体制)	□ 市全域に大災害が発生 し、又は発生のおそれ のある場合 □ 局地的であっても被害 が特に甚大である場合		全職員をもって直ち に全活動を行うこと ができる体制		全職員

災害対策本部設置基準表(地震・津波対策編)

	区分	配備基準	動	員	¢	本	制
			内	容		体	制
	準備配備体制 (注意体制)	□ 高知市で震度「4」の 地震を観測した場合 □ 高知県に「津波注意 報」が発表された場合 □ 「南海トラフ地震臨時 情報(調査中)」が発 表された場合	及び伝達災害対象	報の収集 達体制 策本部体 行できる	000	上下	k道局
		□ 「南海トラフ地震臨時 情報 (巨大地震注 意)」が発表された場 合	び注意体 災害対策	絡活動及 本制 策本部体 行できる		上下7 消防原 救援対	
災	第1次配備体制 (警戒体制)	□ 高知市で震度「5弱」 の地震を観測した場合 □ 高知県に「津波警報」 が発表された場合 □ 「南海トラフ地震臨時 情報(巨大地震警 戒)」が発表された場	び市域 戒 第2次	絡活動及 の巡視警 配備体制 できる体		各部 上下7 消防対	本部 連絡員 ・各班
災害対策本部	第2次配備体制 (非常体制)	□ 高知市で震度「5強」 の地震を観測した場合 □ 高知県に「大津波警報」が発表された場合	戒·応流制 第3次i	対する警 急活動体 配備体制 できる体		上下水 消防丸	忙部
	第3次配備体制 (緊急非常体制)	□ 高知市で震度「6弱」 以上の地震を観測した 場合 第2次配備体制では、班長以上	急活動体			全職員	·

[※] 第1次配備体制・第2次配備体制では、班長以上の災害対策本部要員は必ず参集するものとする。

[※] 第3次配備体制以外は、各本部・各部局で必要と認められる人員を配置するものとする。

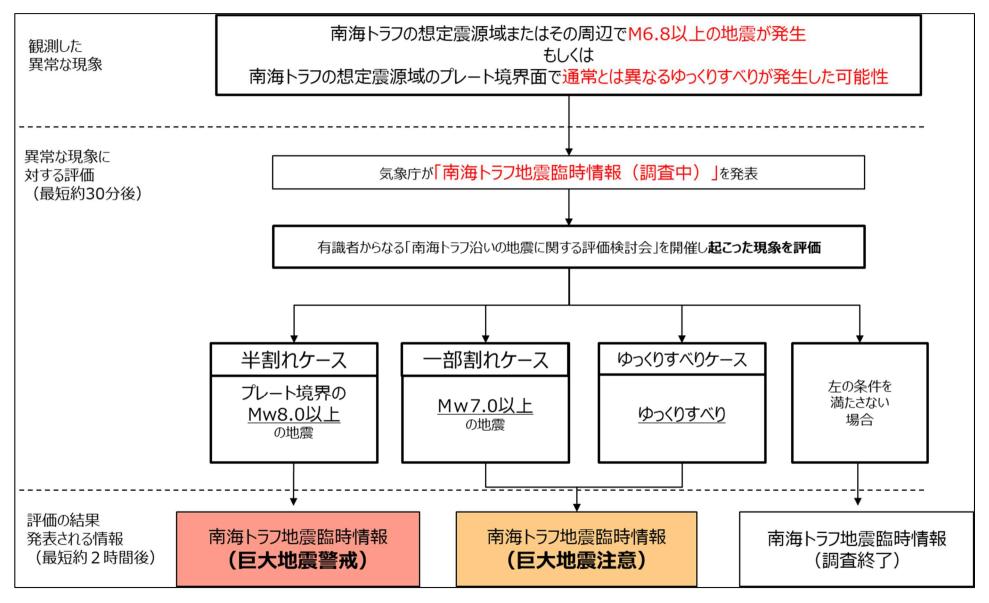
[※] 遠地津波等で時間に余裕がある場合は、河川水路課、耕地課等の水門及び樋門を所管する部署も動員配備するものとする。

南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	発表条件
	(調査中)	観測された異常な現象(南海トラフでM6.8以上の地震発生等)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合※ 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてモーメントマグニチュード(以下,「Mw」という)8.0以上の地震が発生したと評価された場合
臨時情報	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合※ 南海トラフ沿いの想定震源域においてMw7.0以上の地震(巨大地震警戒に該当する場合は除く)や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合
	(調査終了)	(巨大地震警戒), (巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

^{※「}南海トラフ地震臨時情報」に係る防災対応方針から抜粋

南海トラフ地震臨時情報発表までのフロー



※「南海トラフ地震臨時情報」に係る防災対応方針から抜粋(高知県南海トラフ地震対策課作成資料を一部改変)

地震発生から 最短2時間後 臨時情報

南海トラフ地震 (巨大地震警戒)

(最短) 2時間程度

巨大地震警戒対応

- ●日頃からの地震への 備えを再確認する等
- ●地震発生後の避難では 間に合わない可能性の ある要配慮者は避難、 それ以外の者は、避難 の準備を整え、個々の 状況等に応じて自主的 に避難
- ●地震発生後 の避難で 明らかに避難 が完了できな い地域の住民 は避難



1週間

巨大地震注意対応

- ●日頃からの地震への 備えを再確認する等 (必要に応じて避難を 自主的に実施)
- ●大規模地震発生の 可能性がなくなった わけではないことに 留意しつつ、地震の発生 に注意しながら通常 の生活を行う

2週間

大規模地震 発生まで

南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)

巨大地震注意対応

●日頃からの地震への 備えを再確認する等 (必要に応じて避難を 自主的に実施)



●大規模地震発生の 可能性がなくなった わけではないことに 留意しつつ、地震の発生 に注意しながら通常 の生活を行う

南海トラフ地震 臨時情報 (調査終了)

●大規模地震発生の 可能性がなくなった わけではないことに 留意しつつ、地震の発生 に注意しながら通常 の生活を行う





高知市議会業務継続計画 (議会BCP)

平成31年1月1日 初版令和7年4月1日第2版

発 行 高知市議会

住 所 高知県高知市本町五丁目 1番45号

電話 088-823-9400